



金沢市公報

号外第10号

平成18年(2006年)4月7日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次

ページ

●監査公表

○監査公表(第13号)

(監査事務局)

1

監 査 公 表

●金沢市監査公表第13号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37第5項の規定により、包括外部監査人 林幹二から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表します。

平成18年4月7日

金沢市監査委員	山	形	紘	一
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	上	田	忠	信
金沢市監査委員	増	江		啓

包括外部監査結果報告書

平成18年3月28日

金沢市監査委員	山	形	紘	一	様
金沢市監査委員	中	島	秀	雄	様
金沢市監査委員	上	田	忠	信	様
金沢市監査委員	増	江		啓	様

包括外部監査人 林 幹 二

「市税の賦課及び徴収に関する事務について」

第1 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

市税の賦課及び徴収に関する事務について

3. 事件を選定した理由

平成15年度の「金沢市一般会計歳入歳出決算書」によれば市税収入は歳入合計の40%強となっており、金沢市の財政に与える影響は極めて大きいのであるが、近年の景気低迷を反映してか税収は減少傾向にある。

歳出に見合う歳入の確保は常に重要な課題であり、市税の賦課及び徴収に関する事務の執行状況を監査することは有用であると判断し選定した。

4. 外部監査の方法

(1) 監査の要点

- ①税の賦課及び徴収が法令等に準拠して行われているか。
- ②税の賦課及び徴収が網羅的に行われており、公平性が確保されているか。
- ③税の賦課及び徴収が効率的に行われているか。

(2) 主な監査手続

- ①ヒアリング
- ②関係書類や関係資料の閲覧及び照合
- ③関係法規及び条例との照合
- ④現物実査
- ⑤サンプリングによる事実関係の吟味・検証

5. 監査の実施期間及び対象

平成17年6月1日から平成18年2月15日まで

原則として平成16年度。ただし、必要に応じて過年度及び平成17年度の一部についても監査対象とした。

6. 監査の補助者

公認会計士 塚 崎 俊 博
公認会計士 安 藤 眞 弘
公認会計士 越 田 利 弥

7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 監査の結果

I 一般的事項

1. 金沢市の概要

(1) 金沢市の特徴

市 勢 (2005年4月1日現在)

人 口 (推計)	455,640 人 (中核市中 12 位、略中位)
世 帯 数	183,909 世帯
一世帯当り人口	2.48 人
面 積	467.77 ㎦
人 口 密 度	974.1 人/㎦

金沢市は、藩政時代には加賀百万石の城下町として江戸、大阪、京に次ぐ第4位の人口を擁する都市として繁栄し、美術工芸などを今日に伝え観光資源も豊富であり現在は文化都市、観光都市として知られる。また、北陸地方最大の商業都市の側面もあり、製造業でも特色のある企業を輩出しているなど北陸地方経済の中核都市として位置付けられる。

また、明治22年に市制が施行されて以来、石川県の県庁所在地として今日に至っている。

こうしたことから、金沢市に北陸地域の営業拠点を設ける企業も多く、所謂支店経済を形成していることも特徴の一つである。

金沢市の年齢別人口分布は次の通りである。

年 齢	2005.10.1	1995.12.1	1985.12.1
20歳未満	86,716	100,954	122,588
20～59歳	245,438	250,807	235,589
60歳以上	109,580	85,433	61,754
合 計	441,734	437,194	419,931

(住民基本台帳に基づく人口)

近年の人口動態は微増であるが、年齢構成は少子高齢化傾向を明確に示している。

また、産業別就業者数は次の通りである。

	人 数			構 成 比 (%)		
	第1次産業	第2次産業	第3次産業	第1次産業	第2次産業	第3次産業
金 沢 市	3,686	58,937	168,766	1.6	25.2	72.1
中核市合計	192,030	2,143,607	5,202,117	2.5	28.1	68.3

1. 中核市連絡会「都市要覧」2005年3月版より

2. 平成12年国勢調査の結果数値

3. 人数には分類不能が含まれていないので構成比の和は100にならない

中核市の平均値と比べ、第2次産業の構成比が幾分低く、第3次産業が高い。
これは上述したように商業都市、観光都市としての特性であると言えよう。

(2) 歳入・歳出の現況

① 財政の規模

平成16年度歳入歳出決算

(千円)

会 計 別	歳入(収入済額)	歳出(支出済額)
一 般 会 計	182,236,998	179,404,253
特 別 会 計	116,340,113	116,378,330
市営地方競馬事業費	1,849,743	1,849,743
市街地再開発事業費	1,568,120	1,479,650
土地区画整理事業費	6,739,242	6,726,017
公共用地先行取得事業費	3,057,459	3,057,459
工業団地造成事業費	1,212,035	1,212,010
農村下水道事業費	563,158	563,158
住宅団地建設事業費	691,298	645,136
駐車場事業費	260,938	260,938
国民健康保険費	35,038,550	35,130,446
老人保健費	43,028,905	43,275,864
母子寡婦福祉資金貸付事業費	57,926	49,555
介護保険費	22,272,739	22,128,354

県庁所在地である他の中核市との比較(平成15年度普通会計ベース)

市 名	歳入総額(千円)	推計人口	1人当り(千円)
金沢市	184,830,325	456,047	405
秋田市	109,114,415	318,046	343
宇都宮市	165,373,636	449,687	368
新潟市	189,301,120	527,754	359
富山市	121,063,931	326,165	371
長野市	128,713,075	360,619	357
岐阜市	141,744,531	404,417	350
奈良市	108,888,383	363,882	299
和歌山市	126,853,639	380,311	334
岡山市	222,061,889	634,434	350
高松市	126,200,654	333,439	378
松山市	152,470,371	476,240	320
高知市	136,320,091	334,435	408

長崎市	193,199,143	416,341	464
熊本市	225,374,856	667,746	338
大分市	146,541,990	443,977	330
宮崎市	117,704,539	307,899	382
鹿児島市	189,574,033	550,978	344
上記の平均	154,740,590	430,690	359

上掲の通り、一般会計 1,822 億円、特別会計 1,163 億円の歳入規模であるが特別会計の内 86%は国民健康保険料をはじめとする福祉関係分である。

平成15年度の資料を他市と比較すると、経済的特徴で共通点が多いと推察される他の県庁所在地の市とは人口一人当りの歳入額において大きな差は無い。

②市税の歳入に占める割合の比較

歳入に占める市税の割合(平成15年度普通会計ベース) (百万円)

市 名	自主財源		依存財源	歳入合計	市税の占める割合	
	市税	その他			対自主財源	対歳入合計
金沢市	74,925	18,195	91,710	184,830	0.80	0.41
旭川市	38,751	28,872	87,703	155,326	0.57	0.25
秋田市	40,992	10,598	57,524	109,114	0.79	0.38
郡山市	44,634	12,622	46,438	103,694	0.78	0.43
いわき市	45,175	18,385	60,267	123,827	0.71	0.36
宇都宮市	78,409	34,264	52,700	165,373	0.70	0.47
川越市	46,180	10,608	30,983	87,771	0.81	0.53
船橋市	82,154	13,128	45,155	140,437	0.86	0.58
横須賀市	64,299	19,250	51,062	134,611	0.77	0.48
相模原市	93,493	17,622	58,371	169,486	0.84	0.55
新潟市	81,312	27,348	80,641	189,301	0.75	0.43
富山市	53,868	18,812	48,383	121,063	0.74	0.44
長野市	53,878	23,364	51,471	128,713	0.70	0.42
岐阜市	61,530	27,463	52,751	141,744	0.69	0.43
静岡市	118,457	36,777	112,534	267,768	0.76	0.44
浜松市	97,719	21,726	68,030	187,475	0.82	0.52
豊橋市	58,456	12,529	41,031	112,016	0.82	0.52
岡崎市	55,920	13,473	24,605	93,998	0.81	0.59
豊田市	90,465	19,822	27,732	138,019	0.82	0.66
堺市	114,062	37,892	124,484	276,438	0.75	0.41
高槻市	47,494	9,321	43,550	100,365	0.84	0.47
姫路市	82,790	39,282	61,169	183,241	0.68	0.45

奈良市	50,932	6,890	51,066	108,888	0.88	0.47
和歌山市	57,392	14,477	54,984	126,853	0.80	0.45
岡山市	96,149	20,809	105,103	222,061	0.82	0.43
倉敷市	69,124	24,531	63,228	156,883	0.74	0.44
福山市	63,761	19,701	60,568	144,030	0.76	0.44
高松市	52,601	15,475	58,124	126,200	0.77	0.42
松山市	57,722	22,256	72,492	152,470	0.72	0.38
高知市	41,857	13,896	80,567	136,320	0.75	0.31
長崎市	48,778	32,630	111,791	193,199	0.60	0.25
熊本市	81,930	23,071	120,373	225,374	0.78	0.36
大分市	66,324	17,452	62,765	146,541	0.79	0.45
宮崎市	36,510	13,539	67,655	117,704	0.73	0.31
鹿児島市	70,033	20,018	99,523	189,574	0.78	0.37
全市平均	66,231	20,460	66,472	153,163	0.76	0.44

(中核市連絡会「都市要覧」2005年3月版より)

百万円未満の端数は切り捨てて計算してある

自主財源：市税、使用料や手数料等のように地方公共団体が自らの手で徴収または収納する財源

依存財源：自主財源の反対で、地方交付税や国庫・県支出金等

平成15年度の数値は他の中核市に比べ、歳入総額に占める市税の割合は幾分低く（下記注）、自主財源に占める市税の割合は幾分高い。

注

歳入総額から市債を除いた残額に対する市税の割合を見ると、

市税 74,925 / 歳入総額 184,830 - 市債 33,257 = 49.4%

となり、約半分が市税である。これを上記同様に他の中核市と比較すると中核市中17番目であり、割合も丁度中核市の平均値に略等しくなり、他の中核市に比べて歳入の市税への依存度が低いとは言えない

平成16年度普通会計ベースの金沢市の決算額で同様に計算すると、

歳入に占める市税の割合 43%

自主財源に占める市税の割合 81% となる。

後述するが、所謂「三位一体改革」の方向が地方への税源移譲という形で進んでいることを考えると市税の賦課徴収の重要性は益々増大することになり、自主財源に対する市税のウエイトが高い分だけ金沢市においては他の都市以上にその重要性が大きくなることになる。

(3) 市税の収入状況

①市税収入の推移

(百万円・%)

年度	調定額	収入済額	不納 欠損額	収 入 未済額	還 付 未済額	対調定 収入率
6	74,556	72,221	110	2,279	55	96.9
7	78,542	75,973	116	2,508	55	96.7
8	82,325	79,362	122	2,897	56	96.4
9	85,623	82,222	167	3,345	112	96.0
10	84,052	80,646	187	3,862	645	95.9
11	84,450	80,061	179	4,258	48	94.8
12	82,854	78,037	309	4,570	61	94.2
13	83,240	78,045	410	4,879	95	93.8
14	82,402	77,038	326	5,110	73	93.5
15	80,422	74,925	337	5,209	50	93.2
16	79,735	74,129	740	4,905	39	93.0

(金額は項目毎に百万円未満を切り捨ててある)

②税目別収入額の推移(収入済額)

(百万円)

区 分		12年	13年	14年	15年	16年
市 民 税	合 計	33,454	32,963	31,247	30,738	29,857
	個 人	23,360	23,050	22,267	21,383	20,753
	法 人	10,094	9,912	8,980	9,355	9,104
固 定 資 産 税	合 計	31,424	31,906	32,664	31,470	31,555
	純固定資産税	31,138	31,621	32,363	31,173	31,194
	交 付 金	285	284	301	296	361
軽自動車税		432	454	473	493	514
市たばこ税		3,599	3,516	3,406	3,474	3,442
特別土地保有税		40	20	43	8	-
入 湯 税		33	32	31	36	38
事 業 所 税		2,373	2,363	2,239	2,025	2,056
都 市 計 画 税		6,679	6,787	6,931	6,676	6,663

市 税 合 計	78,037	78,045	77,038	74,925	74,129
指 数	100	100	98.7	96.0	95.0

(金額は項目毎に百万円未満を切り捨ててある)

③近年の傾向

過去10年間の収入率の推移を見ると、調定額に対する収入率は4%近く低下している。これは収入未済額が急増していることに起因する。平成16年度末の収入未済額は約49億円と10年間で倍増している。

これに伴い不納欠損額も増加している。ただし、16年度の不納欠損額は

バブル期に発生した大口滞納案件の一部を処理したためのものである。

収入額は5年前に比べ95%に低下している。

結局、市税収入の落ち込みは景気低迷による所得の減少等の他、収入率の低下、言い換えれば滞納額の増加にも原因があると言える。

過去5年間の傾向を整理すると次の通りとなる。

(百万円・%)

年 度	市民税			固定資産税 都市計画税			その他の税		
	収入額	増減	割合	収入額	増減	割合	収入額	増減	割合
12	33,454		100.0	38,103		100.0	6,477		100.0
13	32,963	-491	98.5	38,693	590	101.5	6,385	-92	98.6
14	31,247	-1,716	93.4	39,595	902	103.9	6,192	-193	95.6
15	30,738	-509	91.9	38,146	-1,449	100.1	6,036	-156	93.2
16	29,857	-881	89.2	38,218	72	100.3	6,050	14	93.4

過去5年間を通算すれば、固定資産税は比較的安定しており市民税の減少が大きい。

金沢市の収入率の水準を他の中核市と比較すると、平成15年度のデータでは93.2%の収入率は35市中11番目であり、決して低いものではない。しかし、この内現年課税分については市民税では98.9%で3番目、固定資産税では97.6%で14番目となっているが滞納繰越分については市民税が16.7%で18番目、固定資産税は18.8%で同じく18番目となっている。

税収の向上のためには滞納繰越分の収入率アップが鍵となる状況である。

ただし前述したように、16年度で固定資産税の大口滞納案件の一部を処理した関係上17年度の固定資産税の滞納繰越分の収入率は大幅な改善が見込まれる。

用語の意味

収入率＝収入済額／調定額

調定額＝現年課税額＋滞納繰越額

現年課税額：当年度に課税された税額

滞納繰越額：前年度以前に課税された税額で未納となっている額

2. 市税を巡る制度上の課題

(1) 市税の意義

租税は、国又は地方公共団体がその経費に充てるため、財力調達のためをもって国民から強制的に徴収する金銭である。

この内、地方公共団体についての賦課徴収権は地方自治法の規定により付与されている。

(地方自治法第223条)

普通地方公共団体は、法律の定めるところにより、地方税を賦課徴収することができる。

その賦課徴収が強制的であるが故、負担者の理解を得られるものでなければならぬし、その用途についても同様である。

地方公共団体の経費とは、福祉、教育、社会資本の整備に要する支出であり、地方分権化が進もうとしている中で国と地方の負担割合が問題となっている。

市税は、行政側にとっては行政サービスを行うための費用を賄う財源の主なものであり、負担者である市民にとっては行政サービスの受益者負担の意味を持つ。この受益の程度と負担の程度とは必ずしも正比例しないが、市という地域の中で各自の負担能力に応じた負担が求められる。

市税収入全体の内40.3%を占める個人・法人市民税では、この内、応益性の負担を均等割で、応能性の負担を所得割で賦課する制度と言えようが、その内訳は次のとおりである。

平成16年度調定額 (千円)

税 目	所得(法人税)割額	均等割額	合 計
個人市民税	20,363,486	513,796	20,877,282
法人市民税	7,233,718	1,850,943	9,084,661
合 計	27,597,204	2,364,739	29,961,943
割合(%)	92.1	7.9	100.0

以上のように均等割額は7.9%とウエイトが低く(特に個人市民税においては均等割額は2.5%に過ぎない)、結局所得水準の高低が市税収入の水準を決定する。言い換えれば応能性を重視した課税となっている。従って、経済社会の景気動向に大きく左右される。

行政サービスの多くは景気動向に関係なく必要とされるものであり、それを賄う歳入の主要部分を占める市民税が不安定であると安定したサービスの提供が不可能になる。

結局、こうした問題を解決するには国税を含めた税制度全体の見直しが必要となり、併せて国と地方との役割分担をどうするかが十分検討されなけれ

ばならない。

地方分権化が進もうとしている現在、それに伴う地方への税源移譲は不可避であり、税源移譲の方法如何では自主財源としての市税のウエイトは現在より高くなる可能性が強く、そうした事態に備えるべく市税のより効率的、より公平な賦課徴収システムを構築しなければならない。

(2) 滞納と滞納整理

①滞納の背景

市税収入の大部分を占める市民税と固定資産税とをみると、市民税は国税即ち法人税及び所得税に略連動しており課税客体の捕捉や申告内容の真実性の確認は国税当局に委ねられる部分が多い。固定資産税についても課税客体の大部分が不動産登記により捕捉されるため賦課に関する問題は極めて限られている。そして両税とも現年課税分の収入率をみる限りでは納税者の、負担への認識はかなり高い状態といえる。

他方、徴収においては国や他の機関から完全に独立しており市独自の事務となっている。滞納者への対応は当然に市の職員によって行われる。

滞納の原因は大別すると次の3パターンが考えられる。

1. 固定資産税のように、その所有が必ずしも納税するための現金収入を保証するものではないことによる資金不足。
2. 課税時期と納付時期との間における経済状況の悪化等による資金不足。
3. 悪意もしくは怠慢による不納付。

滞納金額では上記1及び2が大きいと思われるが、件数的には3の理由が増加しているのではないかと危惧される。このことは申告方式の市税の賦課においても同様である。以下の各所で触れることになるが、滞納問題の解決策としてよく納付機会の充実が提案される。これを否定するものではないが、根本的には市税の滞納者に対する市当局の追及が例えば国のそれに比べてそれほど厳しくはないという市民一般の認識があるのではなかろうか。

税に対する理解と納税意識の向上を満足できる水準にまで高めることは短期的に成しうるものではないが、滞納者に対する徴収の姿勢は現在よりは強化する必要があると思われる。

②滞納整理

滞納整理は何れの市町村においても税に関する一番の問題である。税の根本原則である公平性の確保のためには滞納額の縮減は絶対的要請である。滞納整理問題の困難さの原因は、一つには専門職員の不足であろう。税務関連部署の職員の業務は、賦課から徴収に至る一連の業務全てを扱っており、日常業務をこなしつつ課税漏れの調査や滞納者への対応を行っている。従って大量の滞納案件を継続的に追求することには困難が伴う。

近年の滞納額の増加に対処するため、金沢市は平成17年度から税務課内

に「滞納整理室」を設置し、高額滞納案件の整理に取り組み始め成果を収めている。

滞納整理事務の効率化を図るため茨城県では「茨城租税債権管理機構」を設立し、県内市町村の滞納事案を処理している。県及び市町村の職員で組織され、弁護士・元国税職員等を顧問に委嘱し専門家集団として処理困難事案に取り組んでいる。同様の例は三重県の「三重地方税管理回収機構」にも見られる。当石川県でも、金沢市に隣接する野々市町の個人住民税について滞納案件の一部を石川県に引き継ぎ、徴収することになった。将来的には茨城県等の例のように「機構」へと発展する可能性もある。ただ、この茨城県や三重県の例は比較的小規模の自治体の業務を県レベルで集中処理するというものであり、中核市レベルの自治体にそのまま提案できるかというところでもない。金沢市の規模からすると滞納件数は膨大な数であり、独自の取り組みが必要であろう。

滞納整理をより効率的に行うためには現行の「滞納整理室」を拡充し、法律の専門家や徴収事務のベテラン等を配した、滞納案件すべてに取り組む専門家集団部門の設置が効果的と考えられる。

(3) 三位一体改革との関連

地方分権を推し進めるための施策として「三位一体改革」がスタートしている。全体像が明確になる迄今少し時間が掛かりそうではあるが、税源移譲は当然に実施されなければならない。

平成17年末現在において、個人所得を課税対象とする地方税の10%フラット税率化が有力となっている。その内6%部分が市税となる。

現在、市民税額の課税標準に対する割合の平均値は約5%であることから市民税の収入額は増加することになる。即ち、地方にとっては自主財源が増えるということであり、それはまた賦課徴収に係る事務が増えることでもある。

また、所得控除や年金等控除の見直しにより、これ迄課税を受けていない所得層の一部が新たに課税を受けることになり納税者の総数は増加するであろう。賦課徴収事務が現状のままであるとすれば滞納金額、件数も増加するであろう。

地方分権化に伴い、国及び地方を合わせた税制度を如何に構築すべきかについて今後数年の間に将来的枠組みが議論され決定されるであろうが、地方自治体にとっては地方への税源移譲に伴い、課税対象者の増加や説明責任を果たす必要性の増加等、税の賦課徴収に係る事務が増大することは間違いないので、これに対応すべくシステムの構築、人員の配置・教育、多様な税広報の実施等が急がれる。

3. 監査における視点

税制度そのものに課題はあるものの現行の税制を前提にした場合、税の負担を受け入れる納税者にとって最大の関心は、その負担が公平かどうかということにある。

税に最も求められる原則は、「公平性」であり、賦課及び徴収の両面でこの公平性がどの程度に確保されているかが問われなければならない。ただ、公平性の意味についても様々な視点からの様々の公平性が考えられる。

そこで賦課における公平性を、「賦課の網羅性」と捉え、個別の税目毎に網羅性が確保されているかの検証に主眼を置いた。

市民税は、地域の行政サービスの費用を市民全員で負担しあう制度であり課税を免れている者の存在はきちんと納税している者に対して不公平感を与えるところが大きい。また、所得を課税対象とする税については国税当局においても捕捉努力を行っておりその結果が市へもフィードバックされるが、国税では申告不要だが市民税の申告義務のある者、国税当局の情報収集システムに載らなかった者或いは固定資産税等のように国税から独立した部分で課税すべき者の捕捉については公平性を確保する上での市当局の責務であると考えからである。

徴収における公平性は、滞納整理の「合法性」を主眼とした。督促、催告或いは不納欠損処分等の事務手続は法規又は条例等の規定に則って執行されることは当然であるが、徴収担当現場の現実的事務の細部に亘ってまで法規や条例に明文化してある訳でもなく、それらは法規等の趣旨を違えない判断において執行されるべきであると考えからである。そうした意味での「合法性」である。

事務執行の効率性は、歳入が減少している中で当然に歳出の削減が求められており、これまで以上に如何に効率的に事務を執行すべきかについて各税目毎に検証することとしたが、一方、経済性については公平性とのバランスを如何に考えるかが課題となった。結果的には将来に向かって公平性を確保するためには、一時的に経済性を犠牲にせざるを得ないこともあり得るとの立場を採った。例えば、データベースの作成のために1、2年人員を余分に投入してもその後はアップデートするだけで済む訳だから長期的には経済性に適うことになろう。

個別の税目については、賦課及び徴収の事務を市当局が行うものの内、市税総額の91.8%を占める市民税、固定資産税及び都市計画税に限って監査実施の対象とした。

税制が内包する矛盾や税制に対する不満が存在することは明らかであるが、市当局が果たすべき公平性の確保はその範囲が限られており、また、明白である。

同時に市当局が果たすべき責務として、経済的弱者への配慮があり、この点も意識している。

4. 市税全般に係る事項

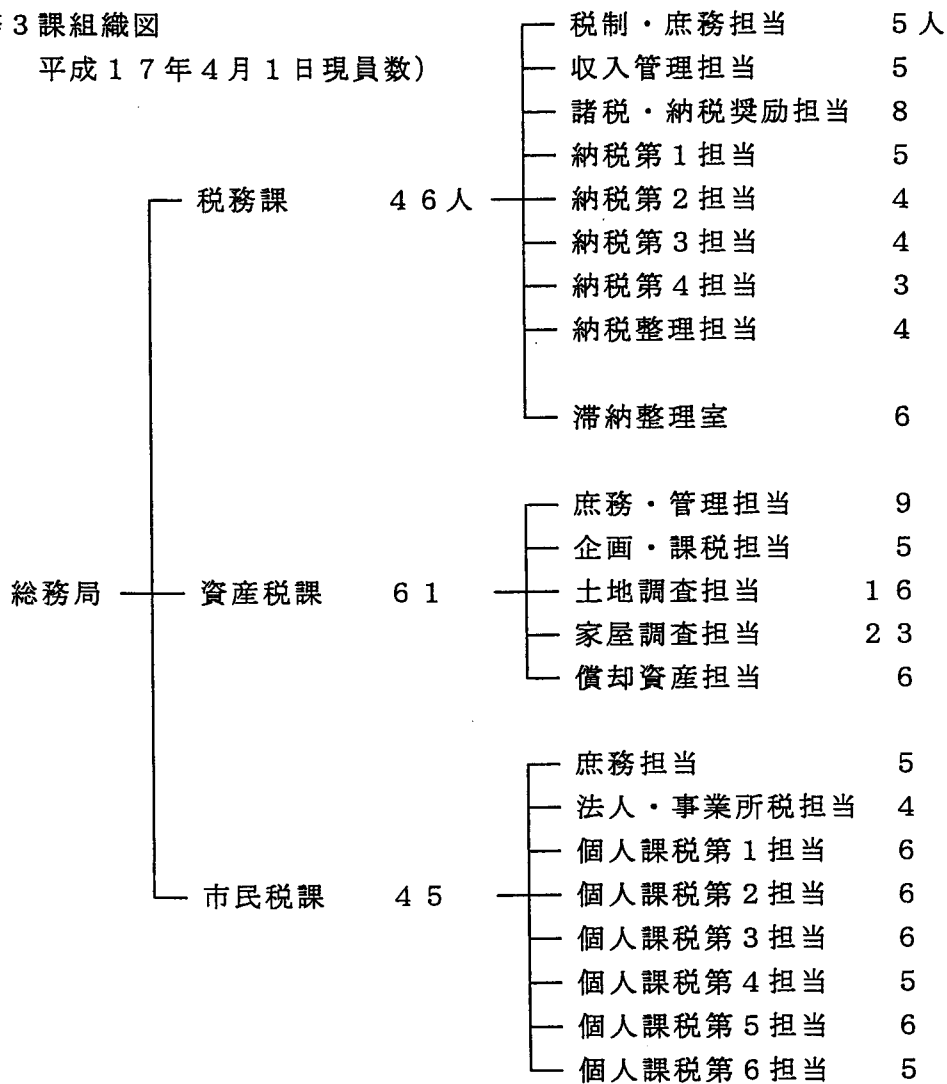
(1) 総論

市税に係る事務の執行を巡り、税務関連部署全体において共通の問題点が存在するとの結論に至った。その内、特に改善すべき事項としての「指摘」や提言的意味合いの「意見」は個別事項に記載の通りであるが、今後の事務執行を考える上で注意が払われるべき事項の概要を、ここでまとめて記載する。

また、以下の部分に記載する事項について、担当部署の事務量を量る参考として税務担当部署の組織図と所属人数を掲げておく。

(税務3課組織図

平成17年4月1日現員数)



合計 152人

(2) 処理手順の成文化について

市税に関する規範として、地方税法と市条例がある。この他にも施行規則等があるがいずれも現場事務の処理手順までを細かく定めるものではない。従って現場においては、これら法規等の趣旨を損なわない範囲内で具体的処

理手順を考案し、それに基づき事務が執行される。

具体的処理手順に客観性を持たせるため幾つかの文書が作成されている。しかしそれらは処理手順書というよりは多くは新任者に対する教育的な手引書といったものであり、現場で発生する複雑な判断を伴うケースに対応できるものではない。

また、文書とまでは言えない程度のメモ的な記録もあり、現場判断の拠り所として機能している例もある。事務執行現場においては、その職責を全うするための様々な工夫がなされてはおり、この点は大いに評価できる。

しかし、市税の賦課徴収に関する事務は大量の情報を反復的に、しかも限られた期間内に処理しなければならないため、瞬時の判断が要求される場合が多い。

処理手順を成文化すべきであるとする根拠は、そうした判断が画一的・客観的に行われなければならないという点にある。複数の職員が居てその判断が人によって異なるとそれは公平とは言えなくなるからである。

また、成文化することにより人の目に触れることによって、客観性の検証が可能となる。

多岐にわたる様々な事例を網羅するようなマニュアルを作成することは不可能かもしれないが、基本的部分においての判断基準を指し示すマニュアルは作成可能と思われる。そしてそのマニュアルでも判断しかねる案件については必ず上位者の判断を仰ぎその経緯を文書にて保存することが必要である。

(3) 「合規性」について

法律及び条例等の遵守については税務3課全体にかなりの意識の高さが見られる。

しかし現場の個別事務は必ずしもこれら法規等に明確に規定されていることばかりではなく、法規等の趣旨に反しない範囲で対応が求められる。こうした場合に法規等の字句通りには進められない場合もあり得る。例えば徴収猶予を認める場合には担保を徴することが必要だが、実務上は担保を徴しない分割納付がかなり広く行われている。分割納付は一種の便法であるが、それが現実的には有効な徴収方法であること、納税者に対する配慮であることから「合法」と考える。ただ、その運用に関しては明確なルールによらなければならない。

Ⅱ 個別事項

【1】 市民税

1. 総論

(1) 課税の根拠

地方自治法第223条には、普通地方公共団体は、法律の定めるところにより、地方税を賦課徴収することができることとされている。また、地方税法第2条には、地方団体は、この法律の定めるところによって、地方税を賦課徴収することができることとされている。

これにより、金沢市では、金沢市税賦課徴収条例第1条及び第3条第1項第1号により、市民税を課している。

(2) 課税の状況

① 個人市民税

個人市民税調定額年次推移

給与所得者数の減少及び給与所得の減少により特別徴収額が漸減している。

(単位：千円・%)

年度	区分	所得割	均等割	計	前年比
12	普通徴収	6,148,580	156,466	6,305,046	96.8
	特別徴収	16,424,956	276,020	16,700,976	95.7
	合計	22,573,536	432,486	23,006,022	96.0
13	普通徴収	6,281,768	159,548	6,441,316	102.2
	特別徴収	15,983,412	272,900	16,256,312	97.3
	合計	22,265,180	432,448	22,697,628	98.7
14	普通徴収	5,999,111	161,841	6,160,952	95.6
	特別徴収	15,446,677	268,891	15,715,568	96.7
	合計	21,445,788	430,732	21,876,520	96.4
15	普通徴収	5,859,066	161,272	6,020,338	97.7
	特別徴収	14,758,450	265,841	15,024,291	95.6
	合計	20,617,516	427,113	21,044,629	96.2
16	普通徴収	5,891,174	195,920	6,087,094	101.1
	特別徴収	14,038,353	315,908	14,354,261	95.5
	合計	19,929,527	511,828	20,441,355	97.1

(注) 退職所得分・過年度分は含まない。

個人市民税納税義務者数年次推移

納税義務者数全体では減少傾向が見られるが、均等割のみの納税義務者数が増加している。

(単位：人・%)

年度	区分	所得割 と 均等割	所得割 のみ	均等割 のみ	計	前年比
12	普通徴収	55,089	16,847	7,548	79,484	100.0
	特別徴収	108,632	22,083	1,790	132,505	98.4
	合計	163,721	38,930	9,338	211,989	99.0
13	普通徴収	55,983	16,878	7,912	80,773	101.6
	特別徴収	107,142	21,797	2,040	130,979	98.8
	合計	163,125	38,675	9,952	211,752	99.9
14	普通徴収	56,184	16,802	8,617	81,603	101.0
	特別徴収	105,448	21,421	2,129	128,998	98.5
	合計	161,632	38,223	10,746	210,601	99.5
15	普通徴収	55,448	16,626	9,136	81,210	99.5
	特別徴収	104,051	20,877	2,313	127,241	98.6
	合計	159,499	37,503	11,449	208,451	99.0
16	普通徴収	55,931	17,862	9,450	83,243	102.5
	特別徴収	102,856	20,547	2,468	125,871	98.9
	合計	158,787	38,409	11,918	209,114	100.3

所得種別所得割額年次推移(7月1日現在)

納税義務者数のうち、約8割を占める給与所得者に係る総数及び所得割金額の減少が明らかとなっている。

年度	所得の区分	納税義務者			所得割額		
		人員	構成 割合	前年 比	金額	構成 割合	前年 比
		人	%	%	千円	%	%
12	給与所得者	169,825	84.7	98.6	18,185,293	81.4	96.9
	営業所得者	8,884	4.4	95.2	746,704	3.3	99.2
	農業所得者	180	0.1	70.6	13,157	0.1	63.0
	その他の事業所得者	3,383	1.7	96.3	879,984	3.9	100.5
	その他の所得者	16,746	8.4	102.3	1,505,689	6.7	108.1
	分離課税の 譲渡所得等のある者	1,386	0.7	106.4	1,039,291	4.6	94.2
	計	200,404	100.0	98.7	22,370,118	100.0	97.6

13	給与所得者	169,747	84.9	100.0	18,085,137	81.9	99.4
	営業所得者	8,597	4.3	96.8	742,779	3.4	99.5
	農業所得者	188	0.1	104.4	11,953	0.1	90.8
	その他の事業所得者	3,284	1.6	97.1	929,934	4.2	105.7
	その他の所得者	16,920	8.5	101.0	1,391,099	6.3	92.4
	分離課税の 譲渡所得等のある者	1,222	0.6	88.2	910,561	4.1	87.6
	計	199,958	100.0	99.8	22,071,463	100.0	98.7
14	給与所得者	168,420	85.1	99.2	17,416,044	82.0	96.3
	営業等所得者	11,354	5.7	132.1	1,592,693	7.5	214.4
	農業所得者	174	0.1	92.6	9,415	0.0	78.8
	その他の所得者	16,753	8.5	99.0	1,393,719	6.6	100.2
	分離課税の 譲渡所得等のある者	1,136	0.6	93.0	838,230	3.9	92.1
	計	197,837	100.0	98.9	21,250,101	100.0	96.3
15	給与所得者	165,921	85.1	98.5	16,667,642	81.7	95.7
	営業等所得者	10,712	5.5	94.3	1,463,036	7.2	91.9
	農業所得者	189	0.1	108.6	13,081	0.1	138.9
	その他の所得者	16,914	8.7	101.0	1,376,951	6.8	98.8
	分離課税の 譲渡所得等のある者	1,114	0.6	98.1	858,752	4.2	102.4
	計	194,850	100.0	98.5	20,379,462	100.0	95.9
16	給与所得者	162,998	83.9	98.2	15,454,489	78.4	92.7
	営業等所得者	10,391	5.4	97.0	1,394,425	7.1	95.3
	農業所得者	203	0.1	107.4	13,684	0.1	104.6
	その他の所得者	16,802	8.7	99.3	1,308,081	6.6	95.0
	分離課税の 譲渡所得等のある者	3,662	1.9	328.7	1,532,572	7.8	178.5
	計	194,056	100.0	99.6	19,703,251	100.0	96.7

②法人市民税

法人市民税調定額年次推移

長引く景気低迷の影響から減少傾向にあった法人税割額が平成15年度に増加に転じている。経営環境が幾分好転してきたものと考えられる。

(単位:千円・%)

区 分		均等割		法人税割		合計	
		調定額	前年比	調定額	前年比	調定額	前年比
12	現年度	1,833,298	102.9	7,959,753	98.2	9,793,051	99.1
	過年度	13,373	96.4	245,815	107.3	259,188	106.7
	合計	1,846,671	102.9	8,205,568	98.5	10,052,239	99.3
13	現年度	1,856,869	101.3	7,830,828	98.4	9,687,697	98.9
	過年度	13,549	101.3	139,534	56.8	153,083	59.1
	合計	1,870,418	101.3	7,970,362	97.1	9,840,780	97.9
14	現年度	1,833,781	98.8	6,895,387	88.1	8,729,168	90.1
	過年度	21,649	159.8	185,882	133.2	207,531	135.6
	合計	1,855,430	99.2	7,081,269	88.8	8,936,699	90.8
15	現年度	1,815,268	99.0	7,331,694	106.3	9,146,962	104.8
	過年度	16,404	75.8	158,683	85.4	175,087	84.4
	合計	1,831,672	98.7	7,490,377	105.8	9,322,049	104.3
16	現年度	1,830,412	100.8	7,011,547	95.6	8,841,959	96.7
	過年度	20,531	125.2	222,171	140.0	242,702	138.6
	合計	1,850,943	101.1	7,233,718	96.6	9,084,661	97.5

法人市民税割額業種別状況

金沢市においては、製造業、運輸・通信業及びサービス業による税収が多いことが読み取れる。

(単位:千円・%)

区 分	平成15年度			平成16年度		
	調定額	構成比	前年比	調定額	構成比	前年比
建設	575,581	7.9	97.0	501,059	7.1	87.1
製造	1,408,480	19.2	123.6	1,442,122	20.6	102.4
卸	696,419	9.5	111.1	778,363	11.1	111.8
小売	545,052	7.4	92.4	594,390	8.5	109.1
金融・保険	912,351	12.5	86.3	845,396	12.1	92.7
不動産	202,046	2.8	110.3	174,622	2.5	86.4
運輸・通信	1,594,156	21.7	107.0	1,433,590	20.4	89.9
電気・ガス	289,157	3.9	175.6	191,680	2.7	66.3
サービス	1,097,776	15.0	105.8	1,023,075	14.6	93.2

その他	10,676	0.1	85.6	27,250	0.4	255.2
合計	7,331,694	100.0	106.3	7,011,547	100.0	95.6

法人数年次推移（7月1日現在、休眠会社等を含む）

若干ではあるが徐々に法人が増加している。

年度	法人数	前年比	法人でない 社団等	前年比	合計	前年比
12	16,468	100.0	53	100.0	16,521	100.0
13	16,625	101.0	71	134.0	16,696	101.1
14	16,888	101.6	54	76.1	16,942	101.5
15	16,917	100.2	62	114.8	16,979	100.2
16	17,026	100.6	71	114.5	17,097	100.7

法人税割額及び法人数

本店法人（市に本店を有する法人）については、申告法人数の約4分の3を占め、そのうち約3分の1が法人税割を納めている。

支店法人（市に支店を有する法人）については、申告法人数の約4分の1を占め、そのうち約3分の2が法人税割を納めている。

（単位：人・千円・％）

区 分	平成 15 年度			平成 16 年度		
	税割額 法人数	比率	前年比	税割額 法人数	比率	前年比
申告法人数	15,518	100.0	99.8	15,545	100.0	100.2
内 本店	11,841	76.3	100.0	11,856	76.3	100.1
支店	3,677	23.7	99.3	3,689	23.7	100.3
法人税割額	7,331,693	100.0	106.3	7,011,547	100.0	95.6
内 本店	3,549,033	48.4	94.4	3,324,154	47.4	93.7
支店	3,782,660	51.6	120.7	3,687,393	52.6	97.5
税割申告法人数	6,121	39.4	100.3	6,225	40.0	101.7
内 本店	3,671	*1 31.0	100.1	3,722	*1 31.4	101.4
支店	2,450	*2 66.6	100.7	2,503	*2 67.9	102.2
税割無申告法人数	9,397	60.6	99.5	9,320	60.0	99.2
内 本店	8,170	*1 69.0	100.0	8,134	*1 68.6	99.6
支店	1,227	*2 33.4	96.5	1,186	*2 32.1	96.7

*1：申告法人数の本店数に対する割合

*2：申告法人数の支店数に対する割合